

出版健保3給発第505号

令和3年8月18日

事業主各位

出版健康保険組合
理事長 高井昌史
(公印省略)

令和3年8月11日からの大雨による災害により被災された被保険者等の皆様へ

このたびの令和3年8月11日からの大雨による災害において、被害に遭われた被保険者並びに被扶養者の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

当組合では、被災された方が医療機関等を受診された際の一部負担金等（個人負担分）について、徴収猶予及び減額若しくは免除することといたしました。

つきましては、貴事業所で被災された皆様方にご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 一部負担金等の徴収猶予及び減額若しくは免除について

今般の災害において、被災された被保険者等に対して、令和4年1月31日まで保険医療機関等で受診された際の一部負担金等の支払いを徴収猶予及び減額若しくは免除する取扱いとします。

この特例措置を受けるには、健康保険被保険者証に「健康保険一部負担金等免除（徴収猶予・減額）証明書」を添えて保険医療機関等の窓口に提示することが必要です。該当される方は当組合までお申し出ください。

(1) 徴収猶予および減額若しくは免除の対象となる方

当組合の加入者であり、災害救助法の適用を受けた地域（※1）に住所を有していた方（同日以降、他の市町村に転出した方を含む）で、被災により次のいずれかに該当する方。

ア. 住家が全半壊した方

イ. この災害で傷病を負った方

(※1) 「災害救助法適用地域」【第1報～第6報による適用市町村】

【広島県】 広島市、安芸高田市、山県郡北広島町、三次市

【佐賀県】 武雄市、嬉野市、杵島郡大町町

【福岡県】 久留米市

【島根県】 江津市

(災害救助法適用日 令和3年8月12日)

【島根県】 邑智郡川本町、邑智郡美郷町

(災害救助法適用日 令和3年8月13日)

※適用市町村が拡大されることがあります。内閣府ホームページ内、災害救助法の適用状況にてご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

(2) 徴収猶予および減額若しくは免除される窓口負担の範囲

① 一部負担金

② 以下の給付を受ける際に支払う自己負担額

「保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費」

(注) 食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、差額ベッド代、差額室料など自費扱いのものは免除の対象に含まれません。

(3) 徴収猶予および減額若しくは免除される期間

令和3年8月12日または令和3年8月13日～令和4年1月31日

(4) 申請方法

「健康保険一部負担金等減額・免除・徴収猶予申請書」に、減免等を申請する理由をご記入のうえ、下記のいずれかの書類を添付し、当組合に申請し、「健康保険一部負担金等免除（徴収猶予・減額）証明書」の交付を受けてください。

① 住家が全半壊した方は罹災証明書、被災証明書の写し

② 傷病を負った方は、医師による診断書

(5) 一部負担金等の還付

令和4年1月31日までの間で、免除対象となる一部負担金等を支払った場合は、次の書類を提出して還付を受けることができます。

- ① 健康保険一部負担金等還付申請書
- ② 健康保険一部負担金等免除証明書の写し
- ③ 保険医療機関等が発行した領収書など、支払った一部負担金等の金額が確認できる書類

※一部負担金等の徴収猶予、減額、免除、還付手続きを申請する際は、当組合へお申し出ください。

2. 健康保険被保険者証について

今般の災害において、健康保険被保険者証を滅失およびき損された方は当組合に再交付申請の手続きをお願いいたします。

また、被保険者証の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関の窓口で申し立てることにより、受診できることになっています。

3. 健康保険料について

今回、被災された事業所におかれましては、保険料の納付期限の延長及び納付猶予ができます。詳細は当組合 業務部業務管理課及び大阪支部業務課へお問い合わせください。

ご不明な点または詳細につきましては、当組合 業務部給付課、業務管理課、大阪支部業務課までお問い合わせください。

<お問い合わせ>

業務部給付課 TEL 03-3292-5006

業務部業務管理課 TEL 03-3292-5008

大阪支部 業務課 TEL 06-6944-4300